

児童手当現況届はお早めに

児童手当を受けている人は、6月中旬に「児童手当現況届」を提出することになっています。この届けは、受給者に義務付けられたもので、6月1日現在における状況を記載し、児童手当を引き続き受給する要件があるかどうかを確認するためのものです。提出がない場合、受給資格があっても6月分以降の手当（平成29年10月支給分から）が受けられなくなりますので、期日内の提出をお願いします。

- 受付期間 6月5日(月)～30日(金)
- 提出先 役場町民福祉課

- 手続きに必要なもの
- ①現況届
- ②児童手当に係る学校給食費などの徴収に関する申出書
- ③印鑑
- ④受給者の健康保険証または年金加入証明書

(国民年金以外の人)

警察官B採用試験受験者を募集

鹿児島県警察では、警察官B(高等学校卒業程度)採用試験の受験者を募集します。受験資格など詳しいことは鹿児島県警のホームページをご覧になるか、次のところへ直接お問い合わせください。

- 申込受付期間 8月2日(水)～18日(金)
- 問い合わせ先 鹿児島県警察本部採用係
☎099(206)0110
阿久根警察署
☎(73)0110

自衛官募集

防衛省では、次のとおり自衛官を募集します。

- 一般曹候補生(陸・海・空)
- ・受験資格 18歳以上27歳未満の人
- ・受付期間 7月1日(土)～9月8日(金)
- 航空学生(海上・航空)
- ・受験資格 海上 高卒(見込) 23歳未満の人 航空

※必要に応じて提出するもの
○平成29年1月1日時点で町内に住所がなかった人

平成29年度児童手当用所得証明書(平成29年1月1日時点で住所のあった市区町村で発行されます)

- 児童と別居されている人(住民票が別住所となっている人) 別居している児童の住民票謄本、別居監護申立書、別居している児童のマイナンバーが確認できる書類(マイナンバー通知カード)など
- 振込口座を変更したい人 受給者名義の預金通帳

- 問い合わせ先 役場町民福祉課
☎(86)1157「直通」

あなたの住まいは安全ですか？

くがけ地近接等危険住宅移転事業

くがけ地近接等危険住宅移転事業とは、くがけ地の崩壊などにより、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある土地に建っている住宅を、安全な場所に移転するため、国と県お

- ・受付期間 高卒(見込) 21歳未満の人 7月1日(土)～9月8日(金)
- 自衛官候補生
- ・受験資格 18歳以上27歳未満の人
- ・受付期間 年間を通じて行っています
- 問い合わせ先 役場総務課
☎(86)1111「代表」

県立宮之城高等技術専門校体験入校生募集

※平成29年度オープンキャンパス
中・高校生、一般を対象に木工・建築大工の体験入校生を募集します。

- 開催日 8月1日(火)
- 申込期限 7月26日(水)
- 対象者 中学生、高校生、一般(おおむね30歳までの人)
- 募集人員 先着30人
- 参加費 無料
- ・中・高校生は学校を通じて、事前に当校に確認のうえ、F

よび町が移転者に危険住宅の除去などに要する費用と、新たに建設または購入する住宅に要する経費(金融機関から融資を受けた借入金の利子相当額)に対して補助金を交付する制度です。

- 補助の内容
- ①危険住宅の撤去および移転(上限80万2千円)
- ②危険住宅に代わる住宅の建設などは、金融機関から融資を受けた場合の借入金の利子相当額(上限722万7千円)
- 対象
- ①災害危険区域
- ②県の建築基準法施行条例に基づくくがけの区域
- ③土砂災害特別警戒区域
- その他
- ①危険住宅居住者の親族が居住者のために住宅を建設または購入する場合も対象となります。
- ②危険住宅を撤去し、公営住宅に入居したり親族の住宅に同居する場合も、事業の対象となりますが、空き家の撤去は対象となりません。

- 問い合わせ先 阿久根地区消防組合東分遣所
☎(86)0119「直通」
- 阿久根地区消防組合長島分遣所
☎(88)5333「直通」

AXまたは郵送で申し込んでください。
・申込書は県内の各中学・高等学校、職業安定所、当校ホームページにあります。

自動車の不正改造は犯罪です

自動車は、生活に欠かせない移動手段となっているのみならず、娯楽の道具としても認識されており、さまざまな部品などが販売されています。

しかしながら、①灯火の色が不適切な灯火器および回転灯などの取り付け②運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム貼り③タイヤ、ホイールの車体(フェンダー)外へのはみ出し④基準外ウイング(エア・スポイラー)の取り付け⑤マフラーの切断・取り外しまたは基準不適合マフラーの装着などの不正改造を施された車両が存在し、国民生活の安全・安心を

○問い合わせ先

- 役場景観推進課建設係
☎(86)1136「直通」
- 県建築課監察指導係
☎099(286)2111

甲種防火管理新規講習

消防法施行令第3条に規定する甲種防火対象物の防火管理に関する講習のうち、甲種防火管理新規講習を次のとおり実施します。

- 講習日時 7月27日(木)～28日(金) 午前9時～午後5時
- 場所 阿久根市民会館第1会議室
- 募集人員 30人
- 受講申込受付期間 6月12日(月)～7月3日(月)

- ※郵送については、7月3日消印有効
- 問い合わせ先 阿久根地区消防組合東分遣所
☎(86)0119「直通」
- 阿久根地区消防組合長島分遣所
☎(88)5333「直通」

脅かしていることが問題となっております。

これら不正改造については、改造を実施すること、改造された自動車を走行させることの両方が法律により禁じられており、これに違反すると整備命令の交付を受けたら、罰金などの対象となることとなります。

国土交通省では、これらの不正改造を排除し、車両の安全確保および環境保全を図るため6月を「不正改造車を排除する運動」強化月間として、関係省庁、自動車関係団体などと協力して重点的な取り組みを行っています。

皆さんも、この機会に不正改造の防止についての理解を深めていただき、その排除にご協力ください。

○問い合わせ先

- 「不正改造車・黒煙110番」(国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局整備部門)
☎099(261)9194